

#22 尊属殺・国籍法違憲判決

1 結論を分ける4つの変数

■ 14条1項と3つの判決

結論 同じ14条1項を使っても、判決ごとに違憲・合憲の結論が分かります。

- ・ **違憲**：尊属殺重罰規定違憲判決、国籍法違憲判決です。
- ・ **合憲**：サラリーマン税金訴訟です。

△ 注意 違憲とされた規定の中にも、**区別の目的そのものは正当**と認められたものがあります。

14条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

1項：すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

■ 4つの変数

定義 結論を分けているのは、次の4つの変数です。

- ・ **目的**：違う扱いをする理由が、正当かどうかです。
- ・ **手段**：目的のためだとしても、そのやり方が行き過ぎていないかです。
- ・ **裁量の広さ**：その領域で、裁判所がどこまで踏み込んでよいかです。専門的で技術的な判断が必要な分野ほど、裁判所は立法府の判断を尊重します。事情を総合考慮して審査の密度を決める作業は、この変数を決めるためのものです。
- ・ **立法事実**：区別を支えている事実が、今も成り立っているかです。制度を作った当時の社会状況や、国民の意識のようなものです。条文の文言が変わらなくても、支える事実が変われば、同じ枠組みで測っても答えが変わることがあります。

結論 3つの判決すべてに、この4つを毎回同じ順番で当てます。

2 尊属殺重罰規定違憲判決（事案と目的）

1つ目は、目的は正当と認められながら、違憲とされた判決です。

刑法200条はどんな規定で、その目的はどう評価されたのでしょうか。

尊属殺の事案——当時の法定刑を比べる

	法定刑
199条（普通殺人・当時）	死刑・無期懲役・3年以上の有期懲役 三段構え——選べる刑の幅が広い
200条（尊属殺・当時）	死刑・無期懲役のみ 二択に限定——選べる刑の幅が狭い

実の父親から長年虐待を受けた末に殺害——刑法200条（尊属殺）の合憲性が争われた

■ 事案

定義 直系尊属とは、父母や祖父母のことです。

事案 実の父親から長い間、無理やり夫婦のような関係を強いられ、何人もの子を産まされた女性が、その父親を殺害しました。刑法200条という規定自体が、憲法14条に違反しないかが争われました。

△ 注意 200条は、削除されるまで現代の言葉に直されず、カタカナの文語体のままでした。現行199条の「五年以上の拘禁刑」は今の言い方で、当時の199条は「3年以上の有期懲役」を含む三段構えでした。

200条（削除前） | 刑法 第二編 罪 第二十六章 殺人の罪（199～203条）

自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

199条 | 刑法 第二編 罪 第二十六章 殺人の罪（199～203条）

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

■ 目的の評価

結論 最高裁は、まず目的を検討し、目的は正当と認めました。

理由 尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義です。このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、**刑法上の保護に値する**とされました。

判例 尊属殺重罰規定違憲判決 最高裁判所大法廷判決

尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、**刑法上の保護に値するもの**といわなければならない。

刑法二〇〇条は、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため**必要な限度を遥かに超え**、普通殺に関する刑法一九九条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法一四条一項に違反して無効であるとしなければならない。

3 尊属殺重罰規定違憲判決（手段だけが違憲）

尊属殺重罰規定は、目的は正当と認められました。

では、何が理由で違憲とされたのでしょうか。

目的は生きたまま、手段だけが死ぬ

	尊属殺重罰規定の判断
目的	正当 尊属を大切にすることは、保護に値する
手段	著しく不合理 死刑・無期懲役のみに限定——必要な限度を遥かに超えている

最高裁による、はじめての法令違憲判決——国会は長く放置し、刑法の口語化で200条を削除

■ 手段の評価

結論 法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点が、**違憲とされました**。

- ・ **必要な限度**：立法目的達成のため**必要な限度を遥かに超えています**。
- ・ **比較**：普通殺の199条の法定刑に比べ、**著しく不合理な差別的取扱い**です。
- ・ **効果**：200条は、憲法14条1項に違反して**無効**です。

理由 尊属を大切にするという理由は、罰則を重くすること全般を正当化しません。どれだけ重くしてよいかには、別の歯止めが要ります。

△ 注意 目的は正当で手段は違憲、というのは矛盾ではありません。

■ 「必要な限度を遥かに超え」の中身

定義 **執行猶予とは、すぐには服役させず、期間を無事に過ごせば刑を受けずに済む扱い**です。

結論 200条のもとでは、**どんな事情があっても、法律上、執行猶予を付けられません**。

理由 判決は、言い渡せる刑の下限を計算しています。

- ・ **刑の下限**：刑を軽くする仕組みを2回重ねても、懲役3年6月より軽くできません。
- ・ **猶予の条件**：執行猶予は、3年以下の刑でなければ付けられません。

△ 注意 普通の殺人なら猶予の余地がありますが、尊属殺は最初から閉じています。

■ この事件の結末

結論 200条が無効になったので、女性は普通の殺人罪の199条で裁き直されました。事情が酌まれて、刑には執行猶予が付いています。

■ 判決の位置づけ

結論 最高裁が、**法律の規定そのものを違憲とした初めての例**です。

△ 注意 判決が出ることと、条文の削除は別の話です。

- ・ **国会**：判決の後も長く、この規定を残したままにしました。
- ・ **削除**：刑法全体を現代の言葉に書き直したときに、条文全体の見直しの中で消えました。この規定だけを狙った削除ではありません。

■ 多数意見と少数意見

結論 多数意見は、目的は認めたとうえで、手段だけを切り落とす組み立てです。

△ 注意 少数意見には、重罰規定を作ること自体が違憲だ、という考え方もありました。

4 サラリーマン税金訴訟（裁量が広い領域）

尊属殺重罰規定は、手段が行き過ぎていたために違憲とされました。

では、専門的な判断が必要な税制の区別は、どう審査されたのでしょうか。

■ 事案

旧所得税法——給与所得者は、不利に扱われているか

	事業所得者等	給与所得者
必要経費の控除	実額控除 が使える 実際にかかった分だけ引ける	実額控除は使えない "みなし"の控除額だけ
所得の捕捉	把握されにくい	捕捉率が高い 源泉徴収で天引きされるため

この2点を理由に、旧所得税法が給与所得者を不利に扱っているとして争われた

定義 2つの言葉の意味は、次のとおりです。

- ・源泉徴収：会社が、給料からあらかじめ税金を天引きする仕組みです。
- ・捕捉率：税務署に、どれだけ正確に所得を把握されるかです。

事案 給与所得者の側は、この2点を理由に、旧所得税法が給与所得者を不利に扱っていると争いました。

■ 判断の枠組み

租税立法——なぜ、裁判所は踏み込まないのか

	内容
租税立法の性質	政策的・技術的な判断 国の財政・経済・国民生活の実態に基づく、専門的な領域
合憲の物差し	著しく不合理であることが明らかでない限り合憲 (目的が正当であることが前提)

だから裁判所は、立法府の判断を基本的に尊重する

結論 租税法の区別は、立法目的が正当で、区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、14条1項に違反しません。

理由 租税法の定立は、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする、**立法府の政策的、技術的な判断にゆだねる**ほかないからです。そのため裁判所は、基本的にその**裁量的判断を尊重**します。二重の基準論の、裁判所の審査能力という論拠と同じ形です。

△ 注意 尊属殺重罰規定違憲判決の「著しく不合理」と言い回しは似ていますが、越えるべきハードルの高さがまったく違います。

租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。

租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、これを憲法一四条一項の規定に違反するものということとはできない。

■ 捕捉率の差

結論 捕捉率の差についても、制度そのものを違憲にはしないとしました。ただし、正義や公平の感覚に反するほど著しく、しかも長年にわたって恒常的な場合は別です。

■ 結論と決め手

結論 区別は合理的なものとされ、合憲です（14条1項に違反しません）。

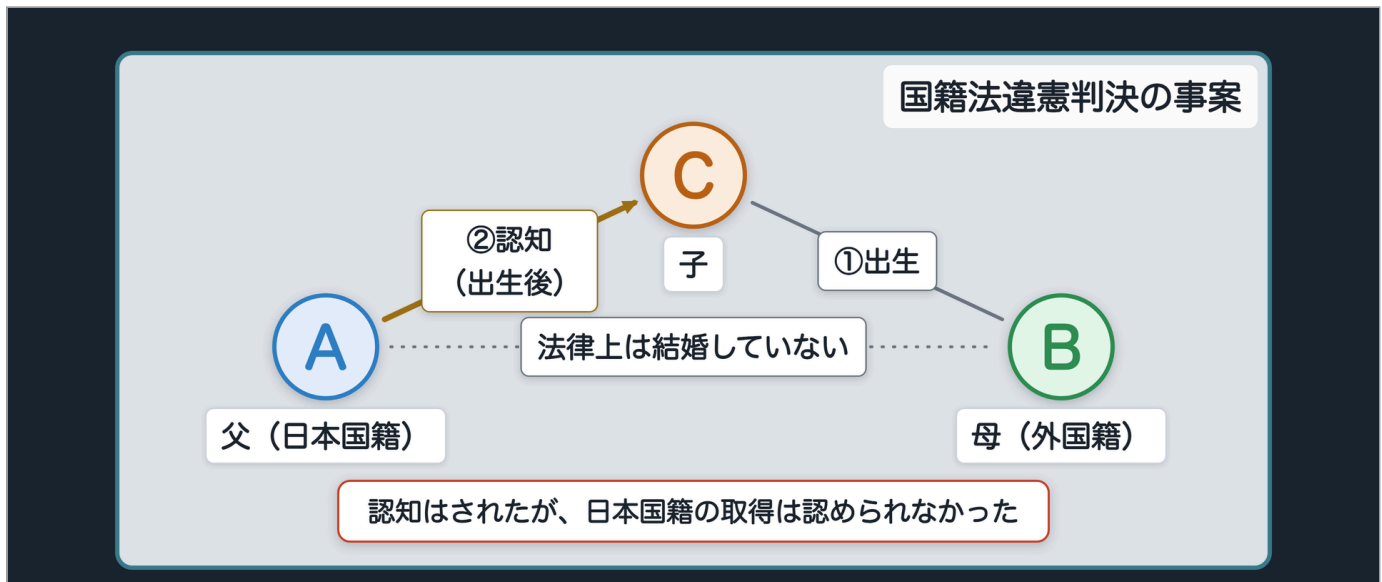
- ・ **目的**：正当なものとされました。
- ・ **手段**：著しく不合理であることが明らかとまでは言えない、とされました。
- ・ **決め手**：3つ目の変数、**裁量の広さ**です。

△ **注意** 区別があること自体は、違憲の理由になりません。この判決は違憲判例の仲間ではなく、**裁量が広いとどうなるかを示す対比**の判決です。

5 国籍法違憲判決（事案と準正の要件）

サラリーマン税金訴訟では、裁量幅広い領域として、区別は合憲とされました。
では、日本国籍の取得の要件で生じた区別は、どう扱われたのでしょうか。

■ 事案



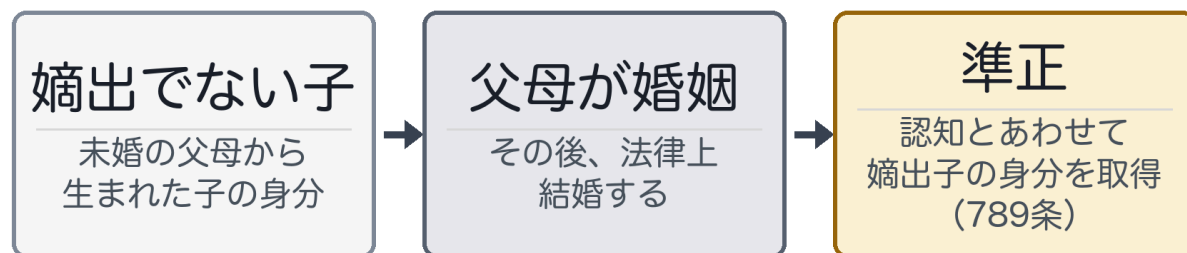
定義 2つの言葉の意味は、次のとおりです。

- ・ **嫡出でない子**：法律上結婚していない父母から生まれた子の身分です。
- ・ **認知**：生まれた後に、その子を自分の子だと認めることです。

事案 日本国籍の父Aと外国籍の母Bの間に、子Cが生まれました。

- ・ **婚姻**：AとBは、結婚していませんでした。
- ・ **認知**：Aは、Cが生まれた後に、Cを認知しました。
- ・ **国籍**：認知はされましたが、日本国籍を取得するには、それだけでは足りませんでした。

準正という仕組み——民法789条



認知だけでは足りない——準正まで整って、はじめて嫡出子になる

定義 準正とは、嫡出でない子が、その後の父母の婚姻によって、認知とあわせて嫡出子の身分を得ることです。

結論 当時の国籍法3条1項は、認知に加えて、準正まで求めていました。Cは、AとBが結婚しなかったので、この要件を満たせません。そこで、この区別が憲法14条に違反しないかが争われました。

条文 効いてくるのは、冒頭の「**父母の婚姻及びその認知**」という一句です。

3条（改正前） | 国籍法（1～20条）

1項：父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

6 国籍法違憲判決（慎重な検討）

国籍法3条1項は、認知に加えて準正を、国籍取得の要件にしていました。

最高裁は、この区別をどれほど慎重に検討したのでしょうか。

裁量の広さ——同じ変数が、逆の目盛りになる

	租税立法	国籍法
性質	政策的・技術的な判断	重要な法的地位 ＋変えられない事柄
裁量の広さ	広い（緩やか） 立法府の判断を尊重	狭い（慎重に検討） 重い地位＋変えられない事柄が重なる

裁量の広さという同じ変数が、領域によって正反対の目盛りになる

■ 慎重に検討する理由

結論 区別に合理的な理由があるかは、慎重に検討することが必要だとしました。

理由 判旨は、次の2つを挙げています。

- ・ **法的地位の重さ**：日本国籍は、我が国の構成員としての資格です。基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ、**重要な法的地位**でもあります。
- ・ **変えられない事柄**：父母の婚姻により嫡出子の身分を取得するかは、子にとって**自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄**です。

具体例 奨学金の対象を分ける規則で比べます。

- ・ **親が結婚していたか**：本人には、どうしようもありません。
- ・ **資格試験に合格したか**：本人の努力で、結果を変えられます。

変えられない事柄で不利益を受けるときほど、審査は慎重になります。

△ 注意 判例は、ここで新しい審査基準を選んだわけではありません。どんな理由による区別か、どんな権利利益に関わるか、の2つを当てただけです。どちらも強く出たので、その分だけ審査の密度が上がりました。

国 国籍法違憲判決 最高裁判所大法廷判決

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ**重要な法的地位**でもある。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては**自らの意思や努力によっては変えることのできない**父母の身分行為に係る事柄である。したがって、このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、**慎重に検討することが必要である**。

日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し、父から出生後に認知された子は、**父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分を除いた**国籍法3条1項所定の要件が満たされるときは、同項に基づいて日本国籍を取得することが認められる。

7 国籍法違憲判決（過剰な要件と部分違憲）

国籍法の区別は、慎重に検討されることになりました。
では、準正の要件はなぜ違憲とされ、どう救済されたのでしょうか。

■ 過剰になった要件

結論 準正の要件は、今日では合理性を欠いた過剰な要件になっているとして、国籍法3条1項は違憲と判断されました。

理由 判決は、規定ができた当時にさかのぼって検討しています。

- ・ **制定当時**：準正の要件には、我が国との結びつきを確かめるという目的との間に、**一定の合理的な関連性**がありました。
- ・ **環境の変化**：その後の社会的、経済的な環境の変化で、家族のかたちについての意識が一樣でなくなりました。国際化が進んで、日本人の父と外国人の母の間に生まれる子も増えました。
- ・ **今日**：結婚しているかどうかで、日本との結びつきの強さは、もう測れません。

△ 注意 これが、4つ目の変数の**立法事実**です。条文は変わってなくても、制定当時は正しかった前提が、今日は成り立たないという理由づけです。

■ 部分違憲

定義 部分違憲とは、規定全体を無効にせず、不合理な部分だけを取り除いて、残りを生かす手法です。

結論 条文をまるごと無効にせず、「**父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分を除いた**」国籍法3条1項の要件が満たされれば、日本国籍の取得を認めました。つまり、認知などの残りの要件が満たされていれば、国籍を取得できます。

■ その後の改正

結論 判決のあと、国籍法3条1項は、判決の考え方に合わせて、認知さえあれば足りる条文に改正されました。

△ 注意 年齢が「二十歳未満」から「十八歳未満」に変わったのは、この判決とは別の改正です。成年となる年齢が引き下げられたのに合わせたものです。

3条 | 国籍法（1～20条）

1項：父又は母が認知した子で十八歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

8 3つの判決を4つの変数で並べる

3つの判決は、同じ14条1項を使いながら、結論が分かれました。
4つの変数で並べると、結論の違いはどう説明できるのでしょうか。

3つの判決を、4つの変数で並べる

	尊属殺	サラリーマン税金	国籍法
目的	○ 正当	○ 正当	○ 正当
手段	× 著しく不合理 限度を遥かに超えている	○ 問題なし	○ (当初) 合理的関連性あり
裁量の広さ	(問題にならず)	広い 立法府の判断を尊重	狭い 重い地位+変えられない事柄
立法事実	(問題にならず)	(問題にならず)	変化 時代とともに過剰に
結論	違憲	合憲	違憲

四つは判決文の見出しではない——動いていない欄も、確認できたことが手順のうち

結論 4つの変数への答えの組み合わせが違うから、結論が違って見えます。国籍法の判決では、1つの事件の中で3つの変数が同時に動いています。

△ 注意 4つの変数は、判決文の見出しではなく、こちらが当てにいく道具です。そのため、判決が正面から論じていない欄も出てきます。当ててみて「ここは動いていない」と確認することも、手順のうちです。